

この「未解放部落」または「同和関係地区」(以下単に「同和地区」という)の起源や沿革については、人種の起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにはっきり断言しておかなければならないのは、同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である、ということである。(略)

第三部 同和対策の具体案

四 教育問題に関する対策

(一) 基本的方針

同和問題の解決に当って教育対策は、人間形成に主要な役割を果すものとしてとくに重要視されなければならない。すなわち、基本的には民主主義の確立の基礎的な課題である。

したがって、同和教育の中心的課題は法のものとの平等の原則に基づき、社会の中に根づく残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くことである。この教育では、教育を受ける権利(憲法第二十六条)および、教育の機会均等(教育基本法第三条)に照らして、同和地区の教育を高める施策を強力に推進するとともに個人の尊厳を重んじ、合理的精神を尊重する教育活動が積極的に展開されねばならない。

特に直接関係のない地方においても啓蒙的教育が積極的に行なわれなければならない。

① 「同和教育についての基本的指導方針の確立の必要」

同和対策としての同和教育に関しては、遺憾ながら国として基本的指導方針の明確さに欠けるところがある。人権尊重の民主主義教育の推進が、地域格差の解消に役立つことを否定するものではない。しかし戦後の民主教育がその方面に効果をあげつつも戦後二十年の今日、依然として恥ずべき差別が日本の社会に厳として存在していることは反省されなければならない。すなわち、憲法と教育基本法の精神にのっとり基本的人権尊重の教育が全国的に正しく行なわれるべきであり、その具体的展開の過程においては地域の実情に即し、特別の配慮に基づいた教育が推進される必要がある。しかも、それは、同和地区に限定された特別の教育ではなく、全国民の正しい認識と理解を求めるといふ普遍的な教育の場において、考慮しなければならぬ。

このような認識の上に同和教育の基本的指導方針が、国として確立される必要がある。なお、同和教育を進めるに当っては、「教育の中立性」が守らるべきことはいうまでもない。同和教育と政治運動や社会運動の関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育であるといったような考え方はされねばならない。

② 教育行政機能の積極性(略)

③ 同和教育指導者の不足と充実(略)

④ 政府機関相互の連絡の調整(略)

◇ 地域改善対策協議会・今後における地域改善

対策について(意見具申抄)

(一九八六・二・一一)
地域改善対策協議会

1 地域改善対策の現状に関する基本的認識

同対策審答申を受けて昭和四四年に同対法が制定施行されて以来、一八年间にわたり地域改善対策が積極的に推進されてきた。ちなみに、昭和四四年から昭和六一年度の間における国の地域改善対策予算額を合計すれば、約二兆六、〇〇〇億円に達する。また、地方公共団体においては、国の負担・補助を受けて実施する事業及び独自に実施する事業に国費を上回る額を投入して対策を実施してきている。

これらの対策の推進により、同対策審答申で指摘された同和地区の劣悪で低位的な実態は、大きく改善をみた。生活環境の改善を始めとして、同和地区の生活実態の改善、向上が図られたことにより、現在では、同和地区と一般地域との格差は、平均的にみれば相当程度は正されたといえる。また、心理的差別についても、内外における人権尊重の風潮の高まり、各種の啓発施策及び同和教育の実施、実態面の劣悪さの改善等によりその解消が進んできている。

同対策審答申は、部落差別は、半封建的な身分的差別であり、これを分類すれば、言語や文字や行為を媒介として顕在化する心理的差別と、劣悪な生活環境等同和地区住民の生活実態に具現されている実態的差別に分けることができることを指摘した。今日、これらの差別的解消が進んできたことは、同

と問題の解決にとって大きな前進であるといえる。

反面、これまでの行政機関の姿勢や民間運動団体の行動形態等に起因する新しい諸問題は、同和問題に対する根強い批判を生み、同和問題の解決を困難にし、複雑にしている。これらの新しい諸問題は、同対策審申では全く触れられていないが、今後における同和問題の解決にとって、大きな障害であり、それらを克服することは同和問題の解決にとって極めて重要な課題である。

◆総務庁・地域改善対策啓発推進指針（抄）

（一九八七・三・一八）
（総務庁長官官房地域改善対策室）

第一章 啓発の目的、テーマ及び内容

1 啓発の目的は何か

地域改善対策として啓発を行う目的は何か。この問いに対する答えは一見自明のものであるが、効果的な啓発実行の第一歩は、その目的を的確に把握することである。

地域改善対策の啓発の目的は、次の二つに大別することができる。

- (1) 同和関係者に対する差別意識の解消
- (2) 同和関係者の自立向上精神の醸成

同和関係者に対する差別意識は、今日では複雑な様相を呈している。六一年意見具申でも指摘されているとおり、「同和地区の実態が大幅に改善され、実態の劣悪性が差別的な偏見を生むという一般的な状況がなくなってきたにもかかわらず、差別意識の解消が必ずしも十分進んできていない背景としては、昔ながらの非合理的な因習的な差別意識が現在でも一部に根強く残されていることとともに、今日、差別意識の解消を阻害し、また、新たな差別意識を生む様々な新しい要因が存在していることが挙げられる」。その新しい要因としての行政の主体性の欠如、同和関係者の自立、向上の精神の醸成の視点の軽視、えせ同和行為の横行、同和問題についての自由な意見の潜在化傾向が挙げられている。この新たな差別意識の解消も、今日の啓発の重要な目的の一つである。

一方、同和関係者の自立向上精神の醸成は、それ自体啓発の大きな目的

とされなければ、同和問題の解決は望めない。これまで、同和関係者の自立向上精神の醸成のための啓発は比較的軽視されてきたが、この面でも行政は、主体性を發揮して取り組む必要がある。

なお、啓発活動の具体的に目指すところは、部落差別に関する心理的土壌を変えることである。国民の中には、まれにはあるが、同和関係者に対する偏見に凝り固まって、あらゆる啓発活動を受け付けない者も存在するが、このようなものが全く無くない限り、啓発活動は無意味であると考え、これは、極めて狭い見方である。このような者が社会から浮き上った存在となり、その存在がかえって差別意識の愚かさを一般の人々に感じさせるような社会の雰囲気を作ることこそが啓発の目指すところである。

2 啓発のテーマと内容（略）

第二章 啓発の主体、対象及び方法

1 啓発の主体と対象

- (1) 啓発の主体の範囲を更に拡大すること
- (2) 啓発の対象が主体となることこそ重要

- (3) 教育の場における啓発の実施

教育の場における啓発の実施については、重要であるので、特に触れることとした。

ア 義務教育期における教育

この時期は、善悪の判断の基礎が固まる時期であるので、何が正しいことで、何が間違っているのかを教えることが重要である。個人としての自分自身の大切さばかりでなく、他人を大切に、他人の立場に立つて考える態度や習慣を身に付けるよう十分に教え、基本的な人権尊重の教育が徹底して行われるようにすることが、同和問題解決にとって重要な意義を持っているのである。

なお、六一年意見具申に述べられているように、同和問題そのものについては歴史的教育と並行して教えるなど児童・生徒の発達段階に十分考慮して行われるべきである。

イ 高校・大学等における教育

この時期は、より円熟したものの見方が育つ時期であり、同和問題に関する歴史的事実及び現代社会における社会学的分析と考察を教えることによって、広い見地から同和問題を考える力を養うこと